

## 「学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）改定支援業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）改定支援業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に定めがあるもののほか、「学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）改定支援業務委託」受託候補者特定に係る実施要領（以下、「実施要領」という。）に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの提案書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の概要
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実績
- (4) 本業務の役割と効果
- (5) 老朽化対策（建替え及び長寿命化改修）に要するコストの検証手法
- (6) 学校施設のライフサイクルコストの算定手法
- (7) 総コスト縮減を図るための事業スキーム及び老朽化対策の手法の決定方法に関する具体的提案（ただし、本提案における老朽化対策の対象は、横浜市立小・中学校のうち、令和9年度の時点で最古棟の築年数が60年以上となる96校（うち小学校68校、中学校28校）に限るものとする。）
- (8) その他、改定に繋がる具体的提案

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本業務の実施体制等
  - (2) 類似業務の受託実績等
  - (3) 本業務に対する理解度等
  - (4) 提案内容の妥当性、実現性、費用対効果
  - (5) 提案内容の優良度
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 4 評価結果が同点の場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
  - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知す

る。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	教育委員会事務局 教育政策統括部長
副委員長	教育委員会事務局 教育環境整備部長
委員	教員委員会事務局 学校計画課担当課長
	教育委員会事務局 教育施設課担当課長
	行財政局 ファシリティマネジメント推進課担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年3月11日から施行する。

附 則 (改正 令和8年4月30日 教学計第71号)

この要領は、令和8年4月30日から施行する。